

# 山元町



## 空き家バンク制度のご案内

この制度は、空き家・空き地・空き店舗を売りたい方、貸したい方に物件を登録していただき、その情報を町のホームページなどで公開し、利用希望者へ情報提供する制度です。山元町内に空き家等を所有し、利活用を検討されている方、または利用を希望される方は、ぜひ空き家バンクへの登録をお願いします。



### 空き家バンクへの登録および利用の流れ

#### 空き家等所有者

空き家等の登録(売りたい・貸したい)を希望する方

##### ① 物件の登録申込

空き家の売買・賃貸を希望する方は子育て定住推進課に必要書類を提出してください。

##### ② 物件確認

町職員が物件の現地確認に伺いますので立会いをお願いします。

##### ③ 物件登録

物件が利活用するのに適切だと判断されると正式に登録となります。

空き家  
バンク  
(子育て定住  
推進課)

#### 利用希望者

空き家の利用(買いたい・借りたい)を希望する方

##### ① 物件情報の閲覧

ホームページに掲載の物件情報を閲覧します。

##### ② 利用登録申込み

買いたい・借りたい物件がある方は利用登録が必要です。子育て定住推進課に必要書類を提出してください。

##### ③ 物件の詳細情報を提供

物件の詳細情報と所有者の連絡先をお知らせします。

#### 交渉・契約

所有者と利用希望者の当事者間で直接交渉を行っていただきます。

宮城県山元町 子育て定住推進課 子育て定住推進班

〒989-2292 宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山 32 番地

☎電話 0223-36-9835 📠FAX 0223-37-4144

✉メールのお問い合わせは山元町ホームページの問い合わせフォームから

売りたい方、  
住みたい方、  
お気軽にご相談  
ください!



# 物件登録の流れ (初めて物件を登録される方)

## ① 山元町子育て定住推進課へ申請・ご提出いただくもの

- (1) 山元町空き家等活用情報提供事業登録申請書(様式第1号)
- (2) 同意書(様式第2号)  
※土地・建物の所有者が複数人いる場合は全員の同意書をご提出ください。
- (3) 空き家バンク物件登録カード(様式第3号)
- (4) 本人確認書類(申請者の運転免許証、マイナンバー等の写し)
- (5) 物件(土地・建物)の登記全部事項証明書(法務局が3か月以内に発行したもの)  
※未登記の場合は公課証明書をご提出ください。

## ② 申請書類確認・審査

## ③ 現地確認・写真撮影

※所有者の方に現地確認の立会いをお願いしています。

## ④ 登録準備

## ⑤ 登録完了 (ホームページ掲載)

※申請者へ登録が完了したことを通知します。

- 空き家バンクに登録できる期間は2年間です。登録期間を延長する場合は、登録期間内に延長を申し出てください。
- 登録期間中に登録内容に変更があった際には、速やかに変更届を提出してください。
- 登録した物件の売買等が成立した際には、速やかに交渉結果の報告をしてください。

## <留意事項>

- 空き家バンクは情報提供のみ行い、交渉の仲介はいたしません。必要な方は宅建業者に仲介を依頼してください。
- 現地確認の際に鑑定等を行いませんので、希望価格の設定は所有者が行ってください。  
(希望価格は何度でも変更可能です)

## 農地付き空き家を売りたい場合

農地を売買する際には、農地法第3条の規定に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。  
詳しくは山元町農業委員会にお問い合わせください

農業委員会事務局総務班  
☎ 0223-37-5117

